

4 豊行（情運）第 4 号

令和 4 年 11 月 11 日

豊橋市長 浅井由崇様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野真一郎

個人情報保護法の改正施行に伴う豊橋市の対応について（答申第 30 号）

令和 4 年 8 月 12 日付け 4 豊行第 165 号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

本案件は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 3 年法律第 37 号）第 51 条により個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）が改正され、地方公共団体にも同法の規律が及ぶこととなったことから、法施行条例を制定して同法の施行に必要な事項を定めることを予定しているため、豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例（平成 17 年豊橋市条例第 3 号）第 2 条第 1 項に基づき、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項であるとして、本審議会に諮問されたものである。

実施機関が予定する、個人情報保護法改正に伴う豊橋市の対応は、以下の項目のとおりである。

第 1 総論

- 1 個人情報保護法の改正について
- 2 豊橋市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）の改正について

第 2 各論

- 1 法施行条例に規定を置くことが想定される事項

(1) 開示請求における手数料についての規定（改正法第 89 条第 2 項）

現行条例のとおり、開示請求手数料は無料とし、写し等の交付に関する費用は実費を徴収する。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約及び契約における手数料についての規定（改正法第 119 条第 3 項及び第 4 項）

行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料については、法施行条例に規定しない。

2 法施行条例に規定を置くことが許容されるもの

(1) 条例要配慮個人情報についての規定（改正法第 60 条第 5 項）

条例要配慮個人情報については、法施行条例に規定しない。

(2) 開示請求における「不開示情報」の範囲についての規定（改正法第 78 条第 2 項）

人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示情報として法施行条例に規定しない。

法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある各大臣その他国の行政機関若しくは愛知県の機関の指示により、開示することができないと認められる情報については、不開示情報として法施行条例に規定しない。

(3) 開示請求における「開示情報」の範囲についての規定（改正法第 78 条第 2 項）

交際費等の支出に関し、相手方の役職及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る情報については、開示情報として法施行条例に規定する。

(4) 開示等請求に対する決定の期間についての規定（改正法第 83 条第 1 項等及び第 108 条）

開示決定の期限については、「開示請求があった日から 14 日以内」と法施行条例に規定する。豊橋市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）についても同様に改正する。訂正請求及び利用訂正請求の期限については、法施行条例に規定しない。

(5) 開示の実施に関する手続についての規定（改正法第 77 条第 2 項、第 82 条第 1 項及び第 108 条）

開示を実施する場合において、開示請求者は、開示に係る保有個人情報の本人又は本人の代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないと法施行条例に規定する。

- (6) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問についての規定（改正法第 129 条）

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の機能が縮小されるため、豊橋市情報公開・個人情報保護審査会に統合する。

- (7) 施行状況の公表についての規定（改正法第 165 条）

改正法に基づき行う施行状況の公表とは別に、市が実施状況を公表すると法施行条例に規定する。

第 3 上記以外の事項

- (1) 実施機関の範囲（改正法第 2 条第 11 項第 2 号）

議会において別途検討される予定である。

- (2) 個人情報の定義（改正法第 2 条第 1 号）

改正法の定義に従って、保有する情報が個人情報に該当するかを判断する。

- (3) 安全管理措置（改正法第 66 条）

職員を対象に、改正法についての研修を行い、引き続き職員に個人情報を含む情報資産の重要性や保護のための具体的な手順を周知する。

- (4) 漏えい等への対応（改正法第 68 条）

「インシデント報告に関するセキュリティ手順書」に従って報告された事案が、改正法が規定する漏えい等の事態に該当する場合は、委員会に報告し、本人に対しても事態の発生について通知する。

- (5) 開示請求者の範囲等（改正法第 76 条第 2 項）

改正法の規定どおり、任意代理人が開示等請求を行うことができるよう運用する。ただし、開示請求者とは別の者に対して開示を実施すると、本人の権利を侵害することになるため、開示を実施する場合において、開示請求者は、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないと法施行条例に規定する。

(6) 情報公開条例の改正

情報公開条例の個人情報の定義は改正しない。第2の2(4)に記載したとおり、公開請求から公開等決定までの期間を、「開示請求があった日から14日以内」と情報公開条例を改正する。

実施機関が、上記各項目の内容を、個人情報保護法改正に伴う豊橋市の対応とすることについては、特に問題はない。

実施機関は、上記各項目の内容による対応を基本としつつ、今後、個人情報保護委員会から出されるガイドラインや法解釈指針等に適うよう、適切に対応してほしい。